

感染症対応について

平成30年度 稲川支援学校
学 校 保 健 委 員 会

1 感染症による出席停止について

出席停止になる感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の指示を出します。なお主治医や学校医による診断、指導助言をもとに出席停止を解除します。ご不明な点は、学校にお問い合わせください。

◆おもな感染症と出席停止期間の基準について

感染症	出席停止期間の基準 * この基準を下に医師が診断、指示を出しますので、その指示に従ってください。
インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん(3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで

2 感染症にかかった場合の対応について <例>インフルエンザ

症状・状況	対 応
①児童生徒本人がインフルエンザにかかった。 →	出席停止です。期間は医師の指示によりますが、回復までゆっくり静養してください。
②児童生徒本人に有熱症状があり、 インフルエンザ様症状がある。 →	早めの受診をお勧めします。 医師の診断、指示に従ってください。 学習活動中の場合は、早退となります。 * 体温 37.5℃以上の場合は保護者に連絡 します。
③兄弟姉妹など家族がインフルエンザにかかった。 →	登校前に児童生徒の健康観察、検温を行い、健康上問題がなければ登校できます。 * S B 利用者の場合は、集団感染防止のため、 家族の送迎で通学してください。
④家族に有熱症状があり、インフルエンザ様症状 がある。 →	③の対応と同じです。

◆インフルエンザ様症状；38℃以上の発熱、呼吸器症状（咳、鼻水、鼻づまり、咽頭痛）がある。

◆その他の感染症については、インフルエンザの部分をおきの感染症に置き換えてください。